

下水道事業への地方公営企業法適用と上下水道部の設置について

1. 地方公営企業法適用について

目的

下水道事業会計に地方公営企業法を適用し、企業会計に移行することで、減価償却費を含めた真のコストを示す中で費用負担の明確化を図り、将来にわたり持続可能な下水道事業を構築することを目的とします。

法の適用日

平成26年4月1日

意義

地方公営企業法を適用することにより次のようなメリットが期待されます。

【経営状況の適格な把握】

企業会計方式で経理を行うことにより、減価償却費を含めた真のコストが明確となります。また統一的なルールによる経営分析が可能となります。

【経営健全性の向上】

減価償却費を含めたコスト計算や経営分析結果などの情報をもとに、適切な経営計画を策定することにより、経営健全性の向上を可能にします。

【下水道資産の適切な管理】

下水道事業全体の資産が整理され、管渠や設備などの修繕・更新時期の把握や計画の策定等が容易になります。

【情報公開と透明性の向上】

損益計算書や貸借対照表等の作成が義務付けられることにより、市民の皆様へ一般的な複式簿記のルールに基づいた財務状況の開示が可能となります。

企業会計方式とは

「企業会計方式」は、従来下水道事業会計が行っていた現金収支を単式簿記で記録する「官公庁会計方式」と異なり、現金収支の有無にかかわらず経済活動の発生により整理される発生主義に基づき、複式簿記により計理を行います。また、「官公庁会計」の概念にない資産等の情報により、貸借対照表や損益計算書の作成が可能となります。

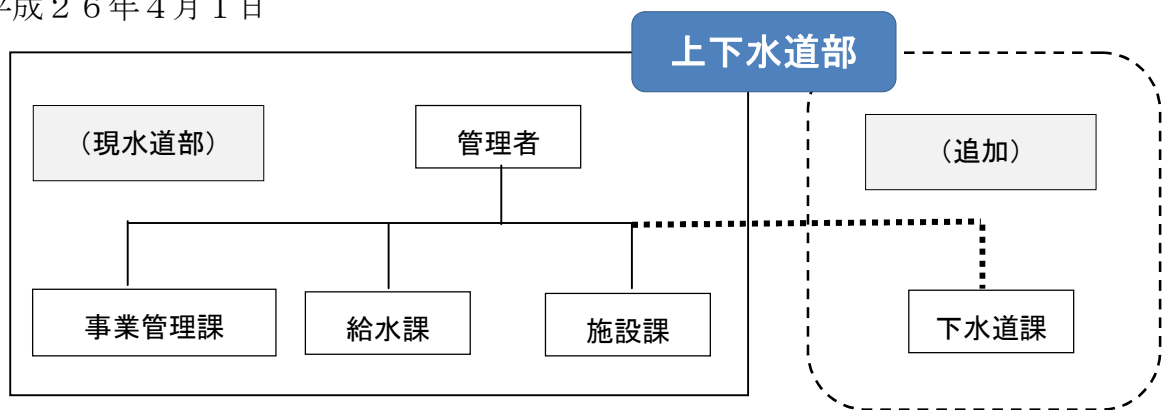
2. 上下水道部の設置について

目的

下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、既に企業会計で運営している水道部（水道事業）と組織統合を行い、水道事業及び下水道事業双方の「効率的な経営」と「市民サービスの向上」を目的にします。

組織改正適用日及び具体的な組織案

平成26年4月1日



意義

上下水道部となることで次のようなメリットが期待されます。

【公営企業全体の効率化】

- ・総務、財務、料金等の共通事務に係わる人員増加を抑制できます。
- ・上下水道における管渠情報の共有化を促進し、効率的な維持管理と建設工事が可能となります。
- ・災害等の危機管理体制において上下水道一体的な取り組みが可能となります。

【市民サービスの向上】

水道事業と下水道事業における類似業務に係わる受付窓口が集約し、市民サービスの向上が図られます。

※ただし、市役所全体の耐震改修工事により、受付窓口の集約は遅れる場合があります。